

東日本大震災における 日本通運の対応について

日本通運株式会社
大阪支店

2017年3月27日

日本通運の概要

(2016年3月末現在)

創 立 : 1937(昭和12)年 「創業1872(明治5)年」

本 社 : 東京都港区東新橋1丁目9番3号

資 本 金 : 701億75百万円

連 結 売 上 高 : 1兆9,091億円

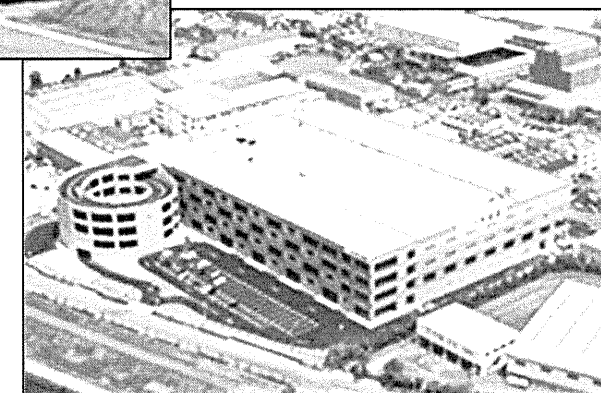
従 業 員 : 67,909人(グループ計)

拠 点 数 : 国内外約1,500拠点

自 動 車 : 18,404台

荷役・建設車両 : 4,923台

倉 庫 : 275万m²



日本通運が緊急物資輸送を担った法的な根拠

1. 災害対策基本法

第二条五 指定公共機関

電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの

2. 指定公共機関

昭和37年8月6日総理府告示第26号

災害対策基本法制定の背景

伊勢湾台風

昭和34年9月26日に潮岬に上陸し、紀伊半島から東海地方を中心とし、ほぼ全国にわたって甚大な被害を及ぼした台風。伊勢湾沿岸の愛知県・三重県の被害が特に甚大であり、「伊勢湾台風」と呼ばれることとなった。

(被害状況)

死者:4,697人、行方不明者:401人、被災者数:約153万人

全壊家屋:36,135棟、半壊家屋:113,052棟、床上浸水:157,858棟



災害対策基本法

- 伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された、我が国の災害対策関係法律の一般法。
- 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された法律。
- 国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いている。

大規模広域な災害に対する即応力の強化等

住民等の円滑かつ安全な避難の確保

被災者保護対策の改善

平素からの防災への取組の強化

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

指定公共機関に求められる役割

平時

■防災業務計画の作成(法第39条)【義務】

→防災基本計画に基づく防災業務計画の作成及び修正、作成・修正時の内閣総理大臣への報告、関係都道府県知事への通知、要旨の公表、関係行政機関等に対する協力要請

■防災訓練の実施(法第48条)【義務】

→単独又は共同での防災訓練の実施、防災業務計画への訓練実施の定め

■防災に必要な物資・資材の備蓄(法第49条)【義務】

→平常時から災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検、施設及び設備の整備・点検

緊急時

■災害時における応急対策の実施(法第50条)【義務】

→被災者の救難・救助その他保護に関する事項、緊急輸送の確保に関する事項等の実施

■災害時の情報の収集・伝達(法第51条)【努力義務】

→的確な情報の把握及び伝達

■防災業務計画に基づいた、災害応急・復旧の取組(法第80条、87条)【義務】

→応急措置の実施及びそれに必要な労務、施設等の確保について関係機関への応援要求、災害復旧の実施

■被災者の運送(法第86条の14)、物資の運送(法第86条の18)【指定公共機関の対する協力要請】

→被災者の保護のための運送、災害応急対策に必要な物資・資材の運送

各法律で定められている指定公共機関の一覧(物流関連企業のみ抜粋) 2016年4月1日現在

	災害対策基本法	国民保護法	インフル特措法
貨物 運送	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社
水運		オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエーフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船物流株式会社 栗林商船株式会社 琉球海運株式会社	オーシャントランス株式会社 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 マルエーフェリー株式会社 株式会社商船三井 川崎汽船株式会社 日本郵船株式会社 旭タンカー株式会社 井本商運株式会社 上野トランステック株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船株式会社 栗林商船株式会社 鶴見サンマリン株式会社 日本海運株式会社 琉球海運株式会社
鉄道	日本貨物鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
航空		ANAウイングス株式会社 株式会社AIRDO 株式会社スターフライヤー 株式会社ソラシドエア スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社	全日本空輸株式会社 日本航空株式会社

東日本大震災における日本通運の対応について

3月11日	14:49	津波警報発令	<発災からの対応> 発災:2011年3月11日 14:46 M9、震度7	
	15:30	従業員安否確認、施設の被災状況確認開始 ※災害管理システム、衛星電話による各店の被災状況把握		
	16:00	首都圏帰宅可能者の勤務解除と帰宅指示		
	17:00	○災害対策統括本部設置(本社)		
	17:20	○災害対策統括本部部長会議 (輸送対策班、顧客対策班、経理対策班、情報・通信対策班、総務対策班、広報対策班) ・現地各支店に対して災害対策本部設置とBCPに基づいた行動を指示 ・各班に24時間体制を指示 ・帰宅難民者確認(本社ビル約900人(男性700、女性200)) ・宿泊施設、夕食確保(本社内武道場・おにぎり、乾パン、水)		
	19:00	原子力緊急事態宣言発令(福島第一原発)		
	21:23	1Fから半径3km圏内は避難、10km以内は屋内退避指示		
	23:30	救援物資輸送依頼(都内備蓄毛布を被災地へ輸送)		
	3月12日	3:59		長野県北部を震源とした地震発生(M6.7、震度6)
		5:44		政府:福島第一原発から半径10km圏内は退避指示
8:30		○災害対策統括本部部長会議(被災状況が徐々に判明:宮城・岩手11拠点が被災、 イントラ186拠点、内線電話53拠点不通、データセンター、バックアップセンターは正常)		
15:36		福島第一原発1号機水素爆発		
18:25		政府:福島第一原発から半径20km圏内は退避指示		

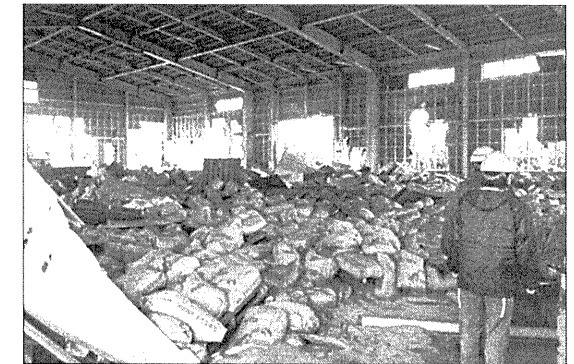
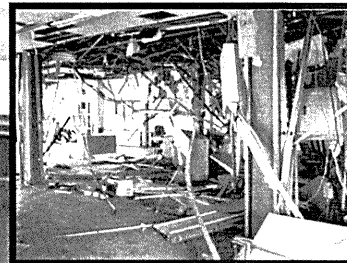
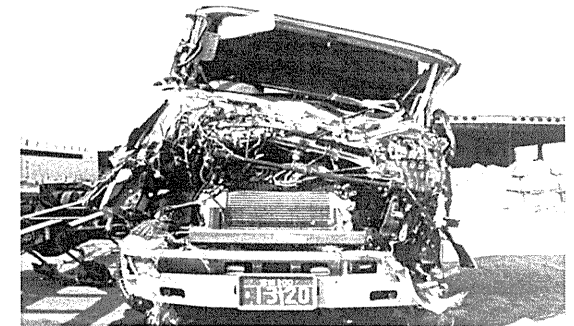
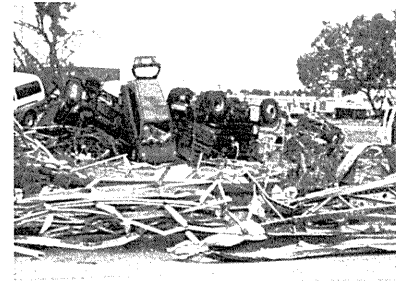
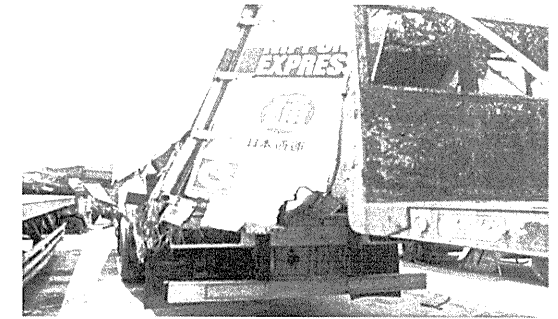
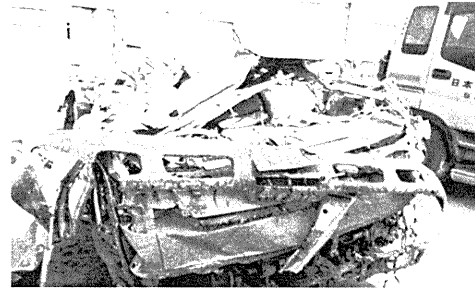
東日本大震災における日本通運の対応について②

3月13日	3:00	救援物資輸送依頼(西日本各地のパン工場から被災地へパンを輸送) 従業員向け救援物資輸送開始 東京～仙台～盛岡、群馬～仙台、新潟～郡山、山形～仙台輸送ルートを確認
3月14日	11:00	福島第一原発3号機水素爆発 東京電力計画停電開始 従業員15時勤務解除、帰宅困難者に研修センター(宿泊施設)を開放 「お客様向け案内」文書、HP公開 ○災害対策統括本部会議開催
3月15日	11:00	政府:福島第一原発20km～30km屋内退避 原町、いわきの各営業所に退避指示(3拠点・15時まで退避完了)
	22:31	静岡県東部を震源とした地震発生 M6.4、震度6 静岡支店管内で社屋等一部被災
3月16日		震災にかかわる輸送について東証開示 社内イントラに「東日本大震災関連」を掲載、情報の共有 労使合同義援金の募集開始 ○災害対策統括本部部長会議
3月17日		従業員向け「社長メッセージ」 全国からの被災地支店への連絡体制整備(一部制限) 春季賃金交渉延期 夜間の食堂閉鎖(節電)

東日本大震災における日本通運の対応について③

3月18日		○災害対策統括本部部長会議開催 HPトップにお見舞いメッセージ掲載
3月19日		計画停電に伴う本社ビル内対応策定
3月21日		現地支援スタッフを本社から仙台に派遣(4月末まで)
3月22日		勤務解除(~15:00勤務)終了
3月23日		東北本線鉄道コンテナ代行輸送開始
3月24日		○災害対策統括本部会議開催
3月25日		政府:福島第一原発から20km~30kmに自主避難を要請
4月1日		「東日本大震災」名称閣議決定
4月8日		宮城県沖を震源とする地震発生 M7.1、震度6強 日通東北地方営業窓口設置(本社スタッフ駐在)
4月11日	16:00	政府:福島第一原発20km以遠の地域に「計画的避難区域」「緊急時準備避難区域」を設定
	17:16	福島県浜通りを震源とする地震発生 M7.0、震度6強
4月12日		政府:福島第一原発事故をレベル5からレベル7へ変更
4月20日		政府:福島第一原発から20km圏内を「計画区域」とし立入禁止を発表
4月26日		福島第一原発制限区域内での作業要綱の制定とマニュアルの策定
5月16日		福島第一原発事故による避難のため閉鎖していた営業所を再開(原町、30km圏内)

震災により被災した弊社施設・車両



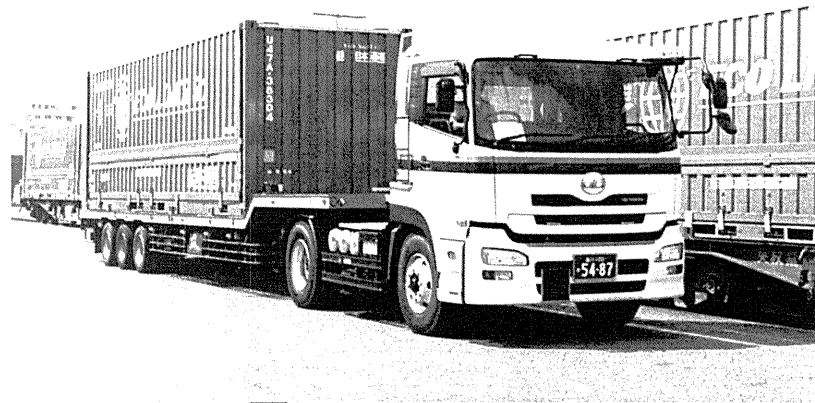
東日本大震災における日本通運の対応について—トラックによる緊急物資輸送

緊急物資輸送対応状況実績

発注元	3月台数	4月台数	合計
政府(内閣府)	1,180台	550台	1,730台
防衛省・自衛隊	120台	2,090台	5,080台
各省庁・自治体	1,480台		
お客様	1,390台		
合計	4,170台	2,640台	6,810台

※その他、航空便・アロー便(小口輸送)による物資輸送あり

鉄道コンテナ輸送



東日本大震災における日本通運の対応についてーコンテナ代行輸送

- 東北本線のレール寸断により、トラックでの代行輸送を実施
- 日通本社ーJR間にて協議、手配指示を周辺支店へ指示
- 東日本の日通コンテナ基地から車両を供出し代行輸送

(3月25日～4月20日)

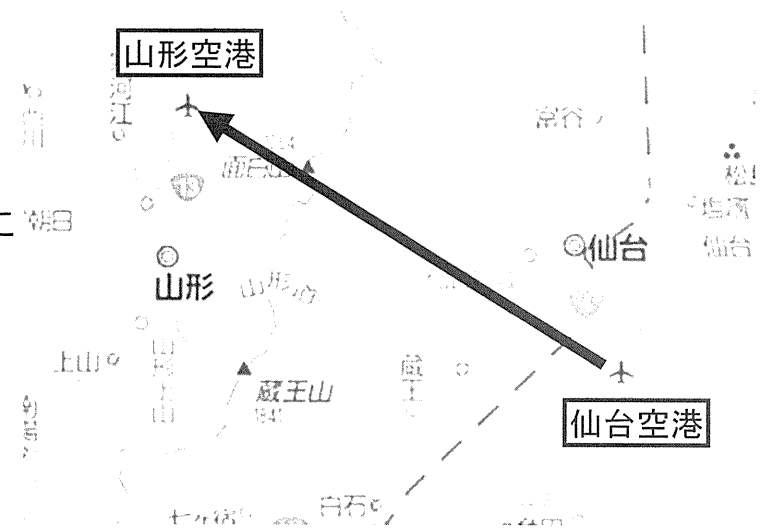
基地	代行区間	3月稼働 台数	4月稼働 台数	合計	車両供出店
宇都宮タ	宇都宮タ～仙台貨物タ	47	192	239	宇都宮タ他6基地
	宇都宮タ～郡山貨物タ	2	0	2	宇都宮タ
郡山タ	郡山タ～宇都宮タ	36	56	92	郡山タ
	郡山タ～新潟タ	37	87	124	郡山タ
仙台貨物タ	仙台貨物タ～盛岡タ	0	114	114	仙台貨物タ
	仙台貨物タ～宇都宮タ	0	14	14	仙台貨物タ
盛岡タ	盛岡タ～仙台貨物タ	72	205	277	盛岡タ
	盛岡タ～水沢	11	47	58	水沢・盛岡タ
秋田貨物	秋田貨物～仙台貨物タ	19	59	78	秋田貨物
苫小牧	勇払～苫小牧	15	47	62	苫小牧・札幌
東京	芝浦～東京タ	12	48	60	東京タ・隅田川
合計		251	869	1120	

仙台空港の機能を一時的に山形空港へ移転



- 仙台空港が被災
津波の影響で滑走路が冠水し、使用不能に

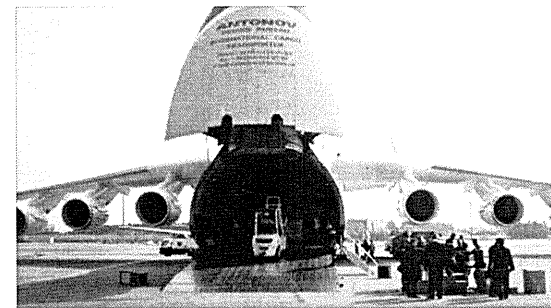
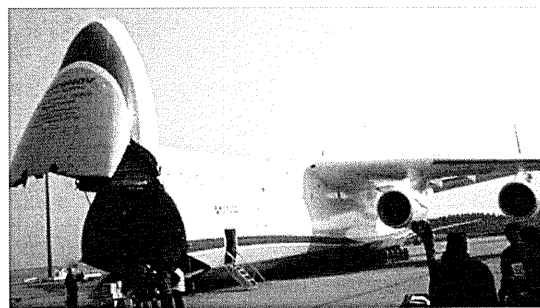
弊社航空事業部では、仙台空港の機能を一時的に山形空港に移転するプロジェクトを実施。



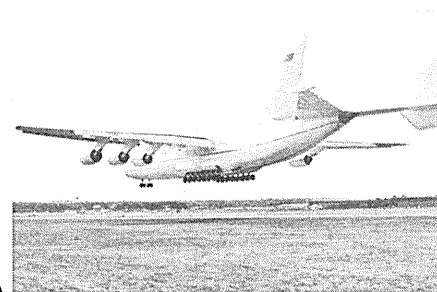
- 国際貨物取扱い顧客の対応
 - 緊急支援物資の対応
- ※仙台空港閉鎖中は、航空貨物の集積や臨時旅客便の運行などで、大混雑だった。

アントノフ225(ムリーヤ)での支援物資輸送

- エンジンを6機も搭載する、世界に1台しかない大型輸送機。
- フランス政府からの支援物資を輸送、2011.3.25、日本(成田空港)に到着。



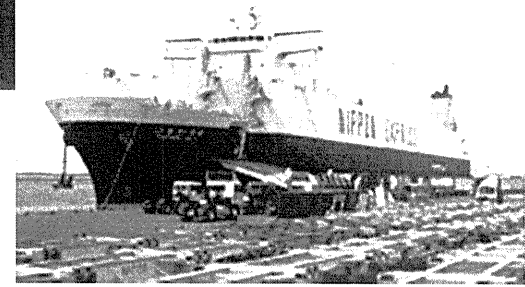
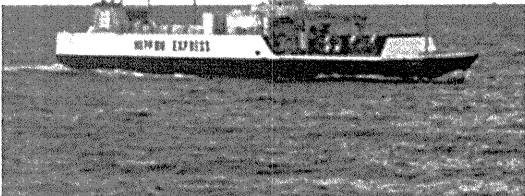
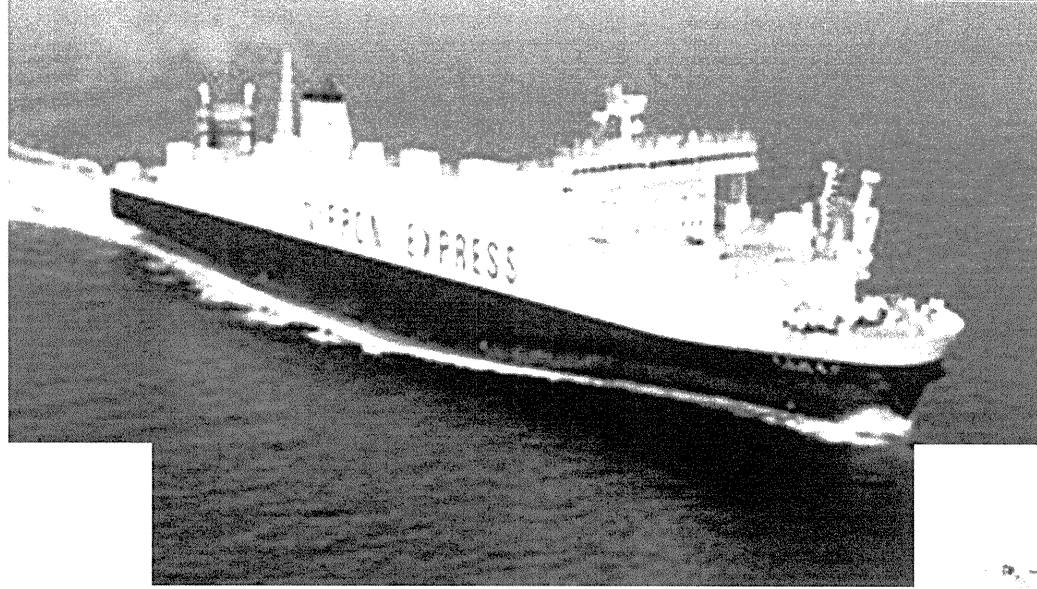
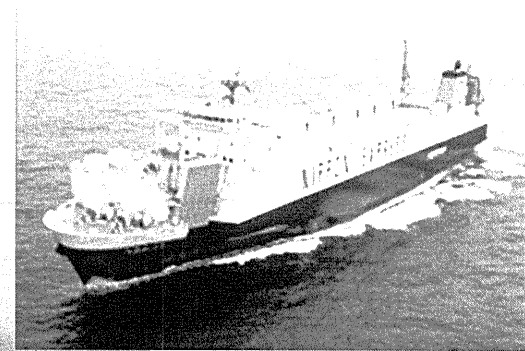
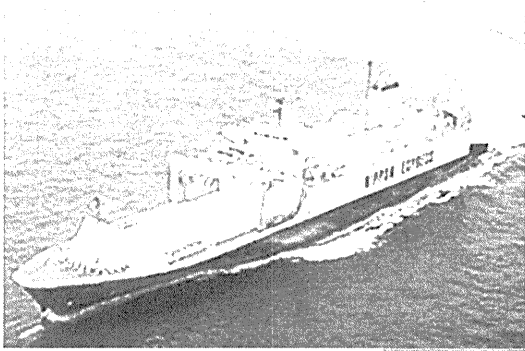
An-225『ムリーヤ』



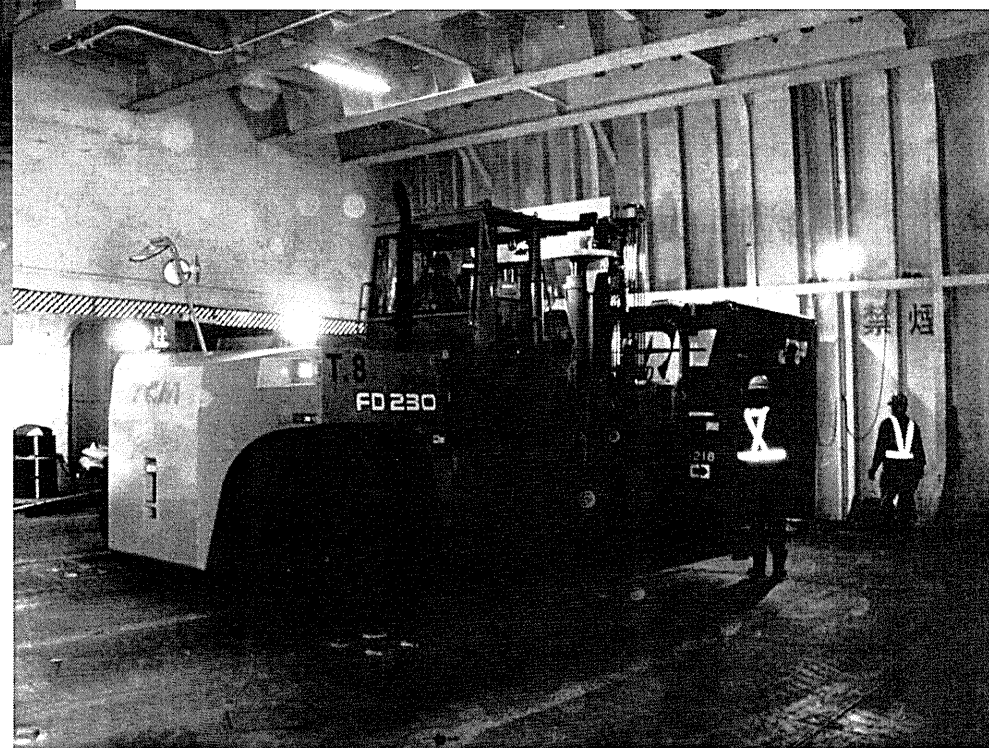
全幅:88.74m
全長:84.0m
全高:18.1m
最大積載量:250t
(実際は300t以上積載可能)



海上輸送



鉄道コンテナや支援物資・車両を内航船「ひまわり」で輸送

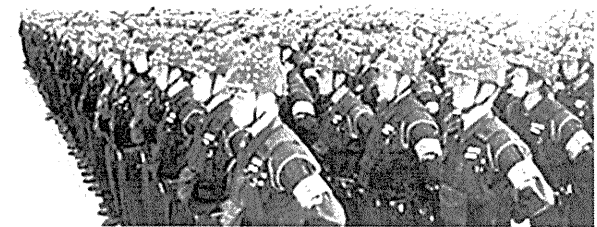


東日本大震災における日本通運の対応についてー警備輸送

- 大規模災害発生時には電気・通信の不通により電子取引・決済が不可となることから、多量の現金が必要となる。
- 東日本大震災時には全国から現金輸送車による応援を実施

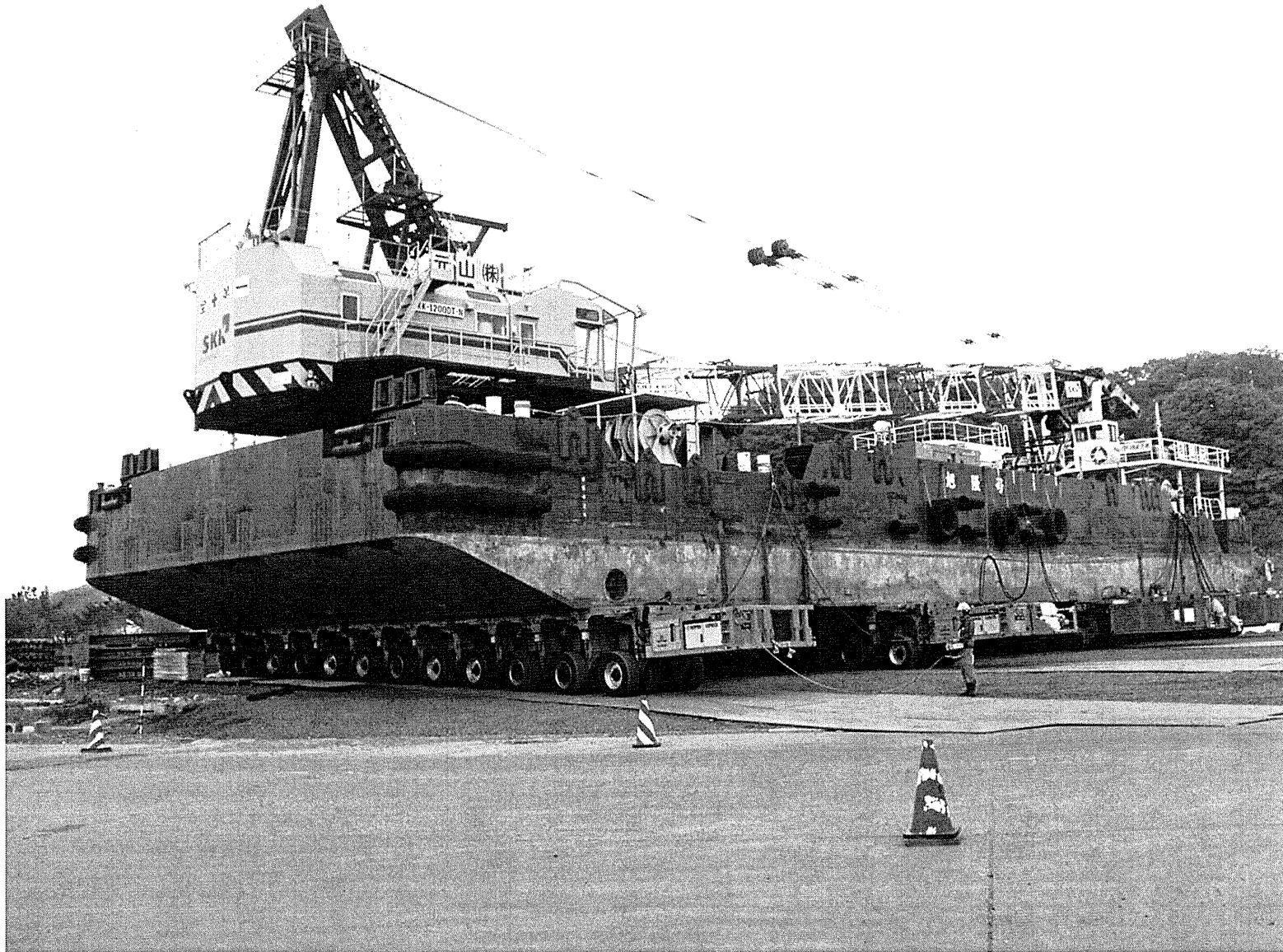


全都道府県で警備業務を展開



警 備 員 : 7,756人
警備輸送車 : 3,419台
営 業 拠 点 : 全国86ヶ所

津波で打ち上げられた船を再び海へ



ご清聴ありがとうございました。

日本通運株式会社大阪支店

